

不当・架空請求

例えば…

ワン・クリック請求

身に覚えのない請求

手口

- 【不当請求】** ◆パソコンや携帯電話でサイトにアクセスし、年齢ボタンをクリックしただけで、又はメールを開いただけで高額な請求をします。
◆請求画面がパソコンに表示されたまま、消えないことがあります。
- 【架空請求】** ◆突然、ハガキや電話、メールなどで、身に覚えのない出会い系サイト、その他の未納料金と称して高額な料金を請求します。
◆「財産差し押さえ」「強制執行」などと法的手段をとるといった脅し文句で、受取人の不安をあおります。

高齢者の方へのアドバイス

請求に応じる必要はありません

- メールを開いたりサイトにアクセスしただけでは、契約は成立していません。身に覚えのない請求書は無視しましょう。

請求者には絶対に連絡しないで!

- まだ知られていない個人情報を引き出され、別の手段で請求されたりするので危険です。



家族や周りの方へ 気づき見守りのポイント

パソコンを急に利用しなくなった。不審な請求書、督促状が届く。

- 請求画面が消えない場合は「システム」の復元を行いましょう。詳しい方法や予防策は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のウェブサイトを参照してください。
- 普段から悪質なトラブル事例を家族で話題にしたり、個人情報を漏らさないように注意しましょう。

強引な送り付け

例えば…

健康食品

海産物

書籍類

手口

消費者が申し込んでいないのに、「商品を送る」と強引な電話をかけ、受け取りを拒否されても再度電話で勧誘し、商品を送りつけて代金を請求します。悪質な事業者の中には会社名を名乗らずに電話をかけてきて、断っても強引に送ると迫ってきたり、暴言を吐いてくることもあります。

高齢者の方へのアドバイス

必要なければ、きっぱり断りましょう

- あいまいな返事をする、商品を送り付けられるかもしれません。

断った商品や注文していない商品が送られてきた場合は、受取を拒否しましょう

- 家族の誰かが注文したかもしれないときは、家族に確認してから受け取るようにしましょう。

家族や周りの方へ 気づき見守りのポイント

着払いの伝票を見つけた。見慣れない健康食品を見つけた。

- 断ったのに商品を送り付けられたら、すぐに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

